

様式第2 復興整備計画（本体）

陸前高田市 復興整備計画
（第4回変更案）

陸前高田市・岩手県

平成25年1月30日
（平成25年2月20日：様式第9の追加）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
陸前高田市の一部（別添復興整備事業総括図のとおり）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
<p>① 災害に強い安全なまち 防波堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進するとともに、防災計画の再整備、救援・救護体制の整備など、防災体制の再整備による「津波防災」と「減災」を組み合わせた多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進める。</p> <p>② 快適で魅力のあるまち 津波に強い防潮堤等の整備を前提に、防災性や利便性を考慮した土地利用の創出、災害時のみならず市民生活や経済活動にとっても快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを進める。</p> <p>③ 市民の暮らしが安定したまち 公営住宅、学校、病院等の医療施設、スポーツ施設、文化施設等の公共施設の再建をはじめ、教育、保健、医療、介護・福祉サービス、市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしを再興する。</p> <p>④ 活力あふれるまち 農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造等の地場産業、宿泊施設や道の駅等の観光産業、商業など、雇用の場の確保や産業基盤の早期復興とともに、食関連産業等の新規企業立地や集積を推進する。</p> <p>⑤ 環境にやさしいまち 太陽光など、大規模災害における活用や地球環境にやさしいエネルギーの活用を推進しながら、環境未来都市の創造に取り組む。</p> <p>⑥ 協働で築くまち 地域のコミュニティを再生し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりを推進する。</p>
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
<p>(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 「災害に強い地域づくり」の観点から、気仙川右岸の今泉地区においては西側丘陵地を、左岸の高田地区においては概ね一般県道陸前高田停車場線以北を市街地ゾーン、住宅等高台ゾーンとし、農地については農地として活用し、以南の浸水地区の低地部は、産業ゾーン、公園ゾーン、農地ゾーンとして土地利用の再編を図る。また、長部、米崎、小友、広田の浸水地区については、地域住民の意向を考慮し農業や水産業用地等として土地利用の再編を図る。 地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。</p>
<p>(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>① 高田地区は、土地区画整理事業（(1)-B）及び津波復興拠点整備事業（(6)-A、(6)-B）により高台に住宅、公共施設用地などを確保するとともに、海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、旧市街地の中央部から北側丘陵部にかけて嵩上げを行い、コンパクトな新市街地を形成する。</p> <p>② 高田地区の新市街地以南の低地部は、非居住系の産業ゾーン、公園ゾーン、農地ゾーンとして再整備を図る。</p> <p>③ 気仙川右岸の今泉地区は、土地区画整理事業（(1)-A）により高台に住宅地などの用地を確保するとともに、海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に西側丘陵地よりも嵩上げを行い、コンパクトな新市街地を形成する。</p> <p>④ 今泉地区の新市街地東側の低地部は、住民意向に基づき非居住系の公園ゾーン、農地ゾーンとして再整備を図る。</p> <p>⑤ 長部地区、米崎地区、小友地区、広田地区においては、海岸よりの低地部は農業や漁業関連施設、美しい集落景観形成等を図る土地利用を行い、高台部は集団移転促進事業（(4)-A、(4)-B、(4)-C、(4)-D）により安全な住宅地などの用地を確保する。</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	(1)－A	事業の名称：今泉地区土地区画整理事業 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度 種類：土地区画整理事業
	(1)－B	事業の名称：高田地区土地区画整理事業 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	(4)－A	事業の名称：集団移転促進事業（長部地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－B	事業の名称：集団移転促進事業（米崎地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－C	事業の名称：集団移転促進事業（小友地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－D	事業の名称：集団移転促進事業（広田地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
(5)住宅地区改良事業		

(6) 都市施設の整備に関する事業	(6) - A	事業の名称：津波復興拠点整備事業（高田東地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	(6) - B	事業の名称：津波復興拠点整備事業（高田西地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業		

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成23年度～平成29年度

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	津波復興拠点整備事業 (高田西地区)	(6)-B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	9(8.58)	
			地域森林計画区域	変更	—	8.58	
2	今泉地区土地区画整理事業	(1)-A	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	27(26.50)	
			地域森林計画区域	変更	—	26.50	
3	高田地区土地区画整理事業	(1)-B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	9(8.73)	
			地域森林計画区域	変更	—	8.73	
4	集団移転促進事業（長部地区）	(4)-A	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	4(4.02)	
			地域森林計画区域	変更	—	4.02	
5	津波復興拠点整備事業 (高田東地区)	(6)-A	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	4(3.93)	
			地域森林計画区域	変更	—	3.93	
6	集団移転促進事業（米崎地区）	(4)-B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	5(4.97)	
			地域森林計画区域	変更	—	4.97	
7	集団移転促進事業（小友地区）	(4)-C	保安林	解除	—	0.1628	
8	集団移転促進事業（広田地区）	(4)-D	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	1(1.46)	
			地域森林計画区域	変更	—	1.46	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

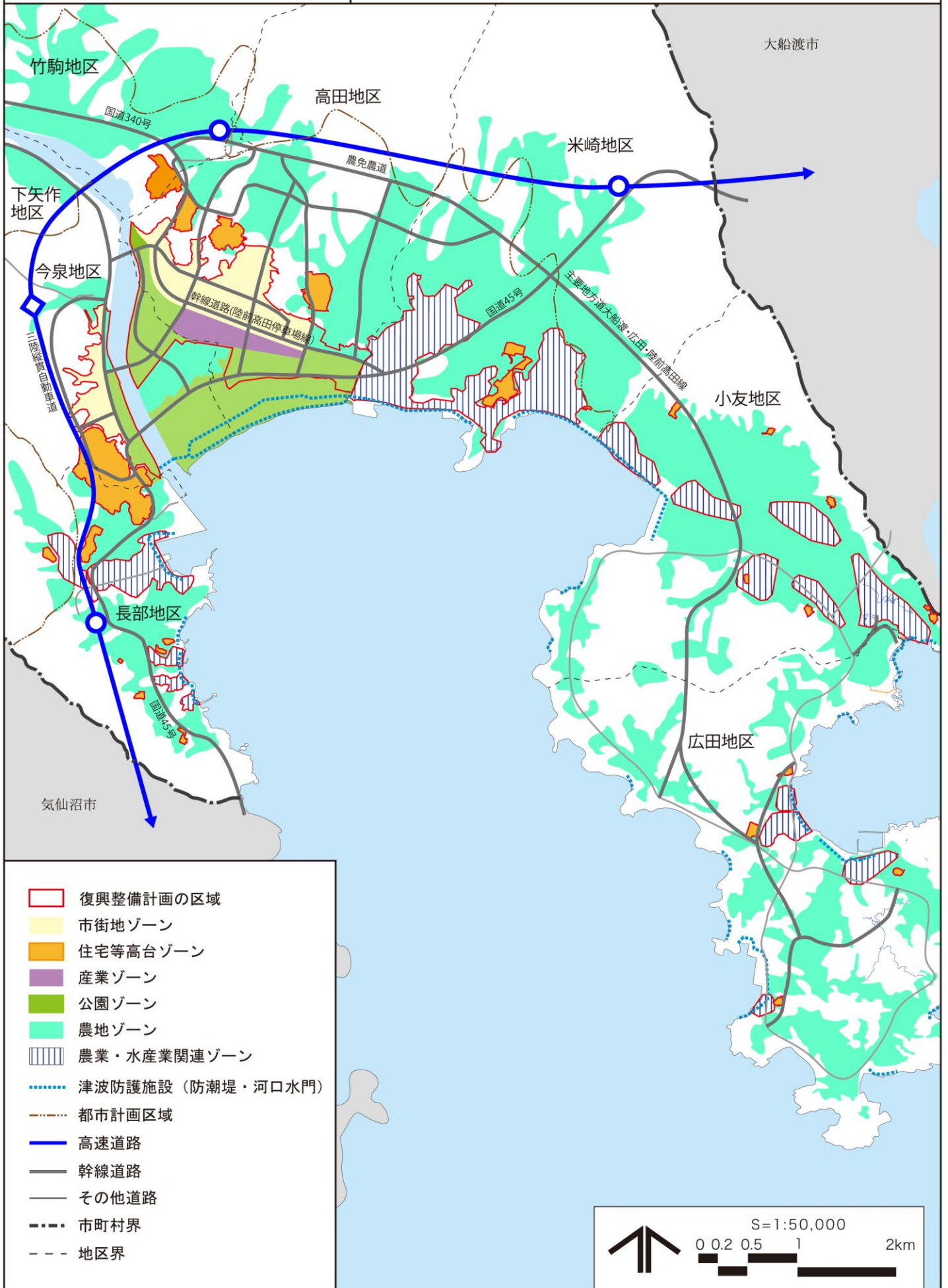
4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

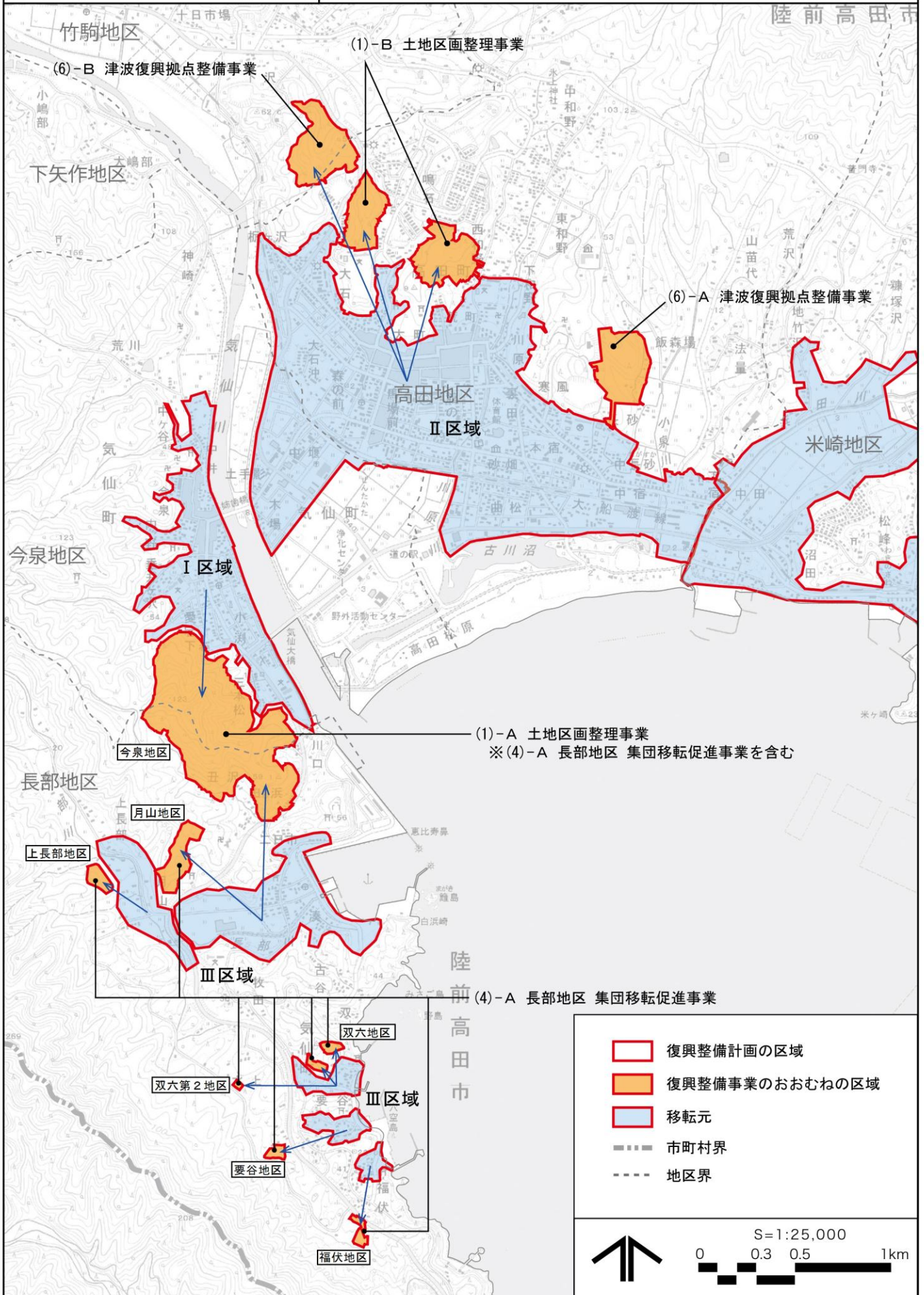
5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

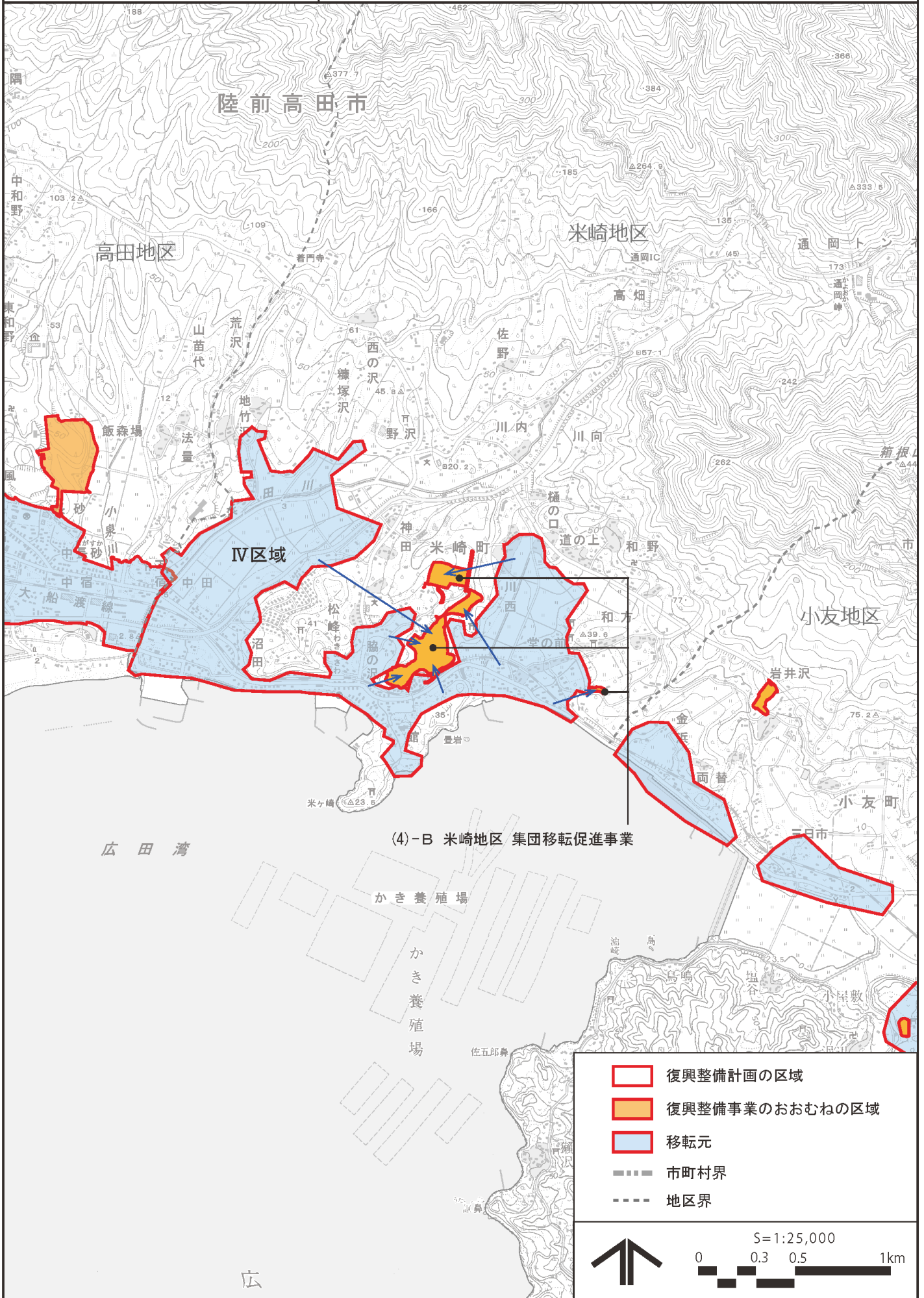
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	市街地開発事業（今泉地区）	(1)-A	○ —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	市街地開発事業（高田地区）	(1)-B	○ —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	集団移転促進事業（長部地区）	(4)-A	○ ○ (双六第2地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	集団移転促進事業（米崎地区）	(4)-B	○ —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	集団移転促進事業（小友地区）	(4)-C	○ —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	集団移転促進事業（広田地区）	(4)-D	○ —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

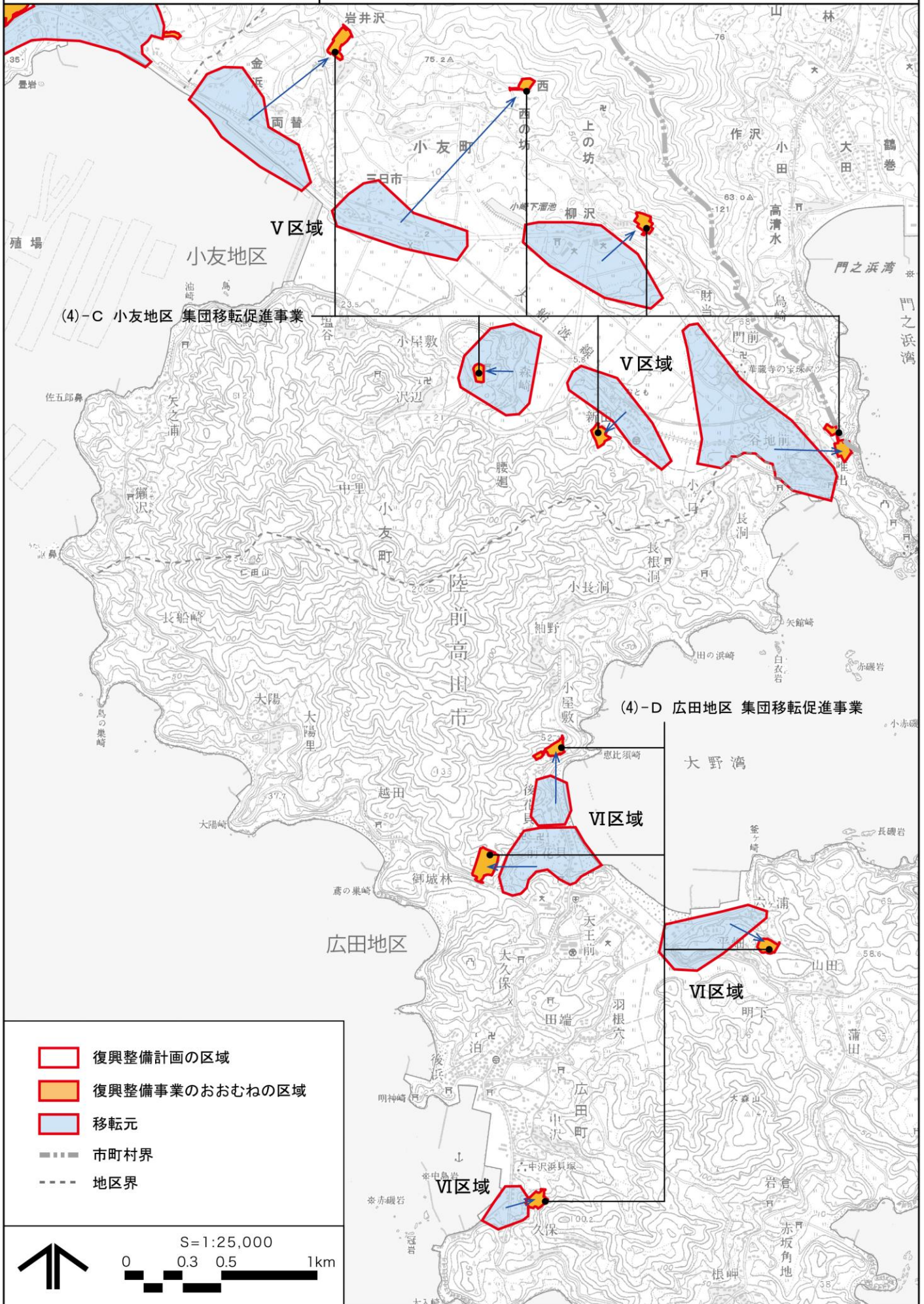
- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復

興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。





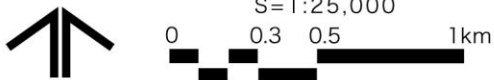




(4)-C 小友地区 集団移転促進事業

(4)-D 広田地区 集団移転促進事業

- 復興整備計画の区域
- 復興整備事業のおおむねの区域
- 移転元
- 市町村界
- 地区界



変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況	白地地域の増減	地目	面積				
					名称	面積								名称
6	陸前高田森林地域(14-12)	陸前高田市(米崎地区)	0	5	都	5				森林	5	防災集団移転促進事業による住宅地開発に伴い、森林でなくなる見込みであり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森林計画の変更	
8	陸前高田森林地域(14-12)	陸前高田市(広田地区)	0	1					1	森林	1			
合計				6										

【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例：〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例：開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例：〇〇農政局〇〇課に〇月〇日書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

区分	変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総数	102,447 ha	102,434 ha	
市町村別内訳	大船渡市	24,696	
	陸前高田市	17,072	△6.43 ha
	住田町	22,648	
	釜石市	29,233	
	大槌町	8,798	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
陸前高田市	米崎町	脇の沢	44-2 他	名称：集団移転促進事業 （米崎地区） 種類：集団移転促進事業	4. 9 7	事業区域 8.51ha うち対象森林 4.97ha 開発行為 4.97ha 残置森林 0.00ha ※面積は CAD 計測値
陸前高田市	広田町	後花貝	3 他	名称：集団移転促進事業 （広田地区） 種類：集団移転促進事業	1. 4 6	事業区域 1.46ha うち対象森林 1.46ha 開発行為 1.46ha 残置森林 0.00ha ※面積は GIS 計測値

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第25条の2、第26条の2に規定する保安林の指定又は解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積		要解除 実測面積	備考	
市	町	大字 (冠せず)	字	地番	実測				
陸前高田		小友町	谷地館	92番2	ha 0	4489	ha 0	1534	魚つき 保安林
陸前高田		小友町	谷地館	92番3	0	0018	0	0018	〃
陸前高田		小友町	谷地館	111番1	0	3700	0	0076	〃
合計					0	8207	0	1628	

添付書類

- 1 解除調書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図（省略：計画書本体復興整備事業総括図による）
- 4 その他必要な書類
 - (1) 事業計画書（転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書）
 - (2) 代替施設計画書（転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書）
 - (3) 他法令による許認可証書等の書類写し
 - (4) 現況写真
 - (5) 保安林解除図（地籍測量図）
 - (6) 事業施設配置図兼代替施設配置図
 - (7) その他参考となるべき事項

注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

<p>① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波等による被害を受けた約383ha（市内作付面積の約7割）の農地については、早期に復旧、復興を図る。特に平地部の農地は、引き続き水稻を中心に、ほ場整備などによる農地の集約を推進するなど、生産性及び収益性の向上を図る。 ・全壊した総合営農指導センターや県農業研究センター南部園芸研究室を再整備し、本市農業振興の拠点施設の機能回復を図るとともに、太陽光型植物工場や生産開発型の大規模施設園芸団地の形成に向けた施設整備を推進し、新たな農業生産の実現を図る。
<p>② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設災害復旧事業による生産基盤の早期復旧を推進するとともに、東日本大震災復興交付金事業を活用した県営農業農村整備事業により、下矢作地区（17ha）、小友地区（120ha）の2地区（合計137ha）においてはほ場整備を行うことで、農地の大規模化、面的集約及び経営の効率化を推進する。 ・集団移転跡地のうち、周辺農地との一体的な利用が可能な地区については、復興交付金事業を活用し農地整備を図る。 ・太陽光型植物工場及び大規模施設園芸団地については、浜田川地区（3ha）において復興交付金事業を活用した施設整備を行い、営農（操業）開始に向けた取組を支援するとともに、高収益作物の普及拡大を推進する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

<p>① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波被害からの農地及び農業用施設の復旧を図るとともに、地域の合意形成を図った上でほ場整備を実施することにより、優良農地の確保及び拡大を図る。 ・住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等に伴う移転跡地については、農地整備に向けた調査を行い、可能な限り農地としての利用を図る。 ・復興整備計画区域外の農用地区域以外の農地については、積極的に農用地区域に編入することにより、優良農地の確保を図る。 ・農地の復旧・復興を行った農地は、復興整備計画期間が満了した後も優良農地として確保する。
<p>② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波被害を受けた農地383ha（田・畑）は、農地として復旧・復興することを基本とする。 ・被災住宅地等の集団移転先となる市街地復興土地区画整理事業の施行区域の農地5.5haは、住宅地としての土地利用を行う一方、周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。 ・土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などによる移転跡地のうち、周辺農地と一体的な利用が可能な高田地区及び今泉地区の一部は、農用地区域としての整備及び利用について検討を行う。
<p>③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況</p> <p>別紙様式のとおり</p>

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
(1)-A	今泉	市街地開発事業	住宅地	41.6ha	4.0ha	5.0ha	3.2ha	陸前高田市	H24～H29	750人 (250戸)	非線引き都市計画区域用途地域外	移転元Ⅰ（46.9ha）、非線引き都市計画区域用途地域内、1,306人（445戸） 移転跡地：公園、農地等 移転元Ⅲ（50.4ha（移転促進区域 14.6ha））、非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外、732人（228戸） 移転跡地：農地、水産業用地等
(1)-B	高田	市街地開発事業	住宅地	14.0ha	1.5ha	1.9ha	－ha	陸前高田市	H24～H27	500人 (180戸)	非線引き都市計画区域用途地域外	移転元Ⅱ（206.0ha）、非線引き都市計画区域用途地域内・外、5,486人（2,137戸） 移転跡地：公園、産業用地等
(4)-A	長部	集団移転促進事業	住宅地	7.6ha	2.8ha	2.8ha	2.3ha	陸前高田市	H24～H27	374人 (113戸)	非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外	移転元Ⅲ（50.4ha（移転促進区域 14.6ha））、非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外、732人（228戸） 移転跡地：農地、水産業用地等
		(うち 月山)		3.4ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha					
		(うち 上長部)		1.2ha	＝	＝	＝					
		(うち 双六)		1.2ha	1.1ha	1.1ha	1.1ha					
		(うち 双六)		1.0ha	1.0ha	1.0ha	1.0ha					
		(うち 双六第2)		0.1ha	0.1ha	0.1ha	0.1ha					
(うち 要谷)	0.6ha	0.5ha	0.5ha	0.3ha								

		(うち福伏)		0.7ha	0.7ha	0.7ha	0.5ha					
				(0.5ha)	(0.1ha)	(0.1ha)	(0.1ha)					
(4)-B	米崎	集団移転促進事業	住宅地	8.7ha	3.9ha	3.9ha	2.9ha	陸前高田市	H24～H27	395人 (133戸)	非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外	移転元Ⅳ(144.3ha(移転促進区域26.5ha)、非線引き都市計画区域用途地域内・外、966人(307戸) 移転跡地：農地、水産業用地等
(4)-C	小友	集団移転促進事業	住宅地	3.9ha	0.7ha	0.6ha	0.6ha	陸前高田市	H24～H27	186人 (56戸)	都市計画区域外	移転元Ⅴ(106.9ha(移転促進区域13.4ha)、都市計画区域外、622人(213戸) 移転跡地：農地、水産業用地等
(4)-D	広田	集団移転促進事業	住宅地	3.4ha	0.4ha	0.3ha	0.3ha	陸前高田市	H24～H27	153人 (45戸)	都市計画区域外	移転元Ⅵ(30.8ha(移転促進区域5.5ha)、都市計画区域外、242人(74戸) 移転跡地：農地、水産業用地等
計				78.7ha	13.3ha	14.5ha	9.3ha			2,325人 (762戸)		

※1 面積表記は小数点第1位までのha表記に統一している都合上「農地面積」、「農振地域面積」及び「農用地区域面積」欄のうち、今泉地区市街地開発事業と長部地区集団移転促進事業による重複部分は0.1haを記載しているが、計には含めていない。

※2 長部地区集団移転促進事業の面積表記は、長部地区の内訳を小数点第1位までのha表記に統一している都合上、「面積」、「農地面積」、「農振地域面積」及び「農用地区域面積」欄の計は一致しない。

2 調整措置概要

地区名： (1) - A 今泉 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の污水排水は公共下水道に接続又は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、土地区画整理事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。 農業用水については、幹線用水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、土地区画整理事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
事業の進捗に合わせ、農業振興地域及び土地利用基本計画の変更を検討する。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を經由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。
 農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

今後、地域森林計画区域を変更する予定である他、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>三日市地区においては水田が含まれているが、農業用排水施設は事業地区外であり、併せて水田残地が生じないことから周辺農地への影響はなく、買収後においては周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
今後、地域森林計画区域を変更する予定である他、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>久保地区においては一部水田の残地があるが、現在は畑地利用をしていることから影響はない。</p>									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>今後、地域森林計画区域を変更する予定である他、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集团移転促進事業	長部地区 (双六第2地区)	陸前高田市

図面記号
(4)-A 地区

土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	陸前高田市 気仙町字水上	54番1の 一部	畑	畑	1,439	農用地区域	非線引都市計画区域 内用途区域外
	計		1,439㎡ (田 0㎡、畑 1,439㎡)				
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>周辺地の污水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を經由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>						